

届出が必要な加算等の添付書類(訪問介護)

- ・加算の算定要件については、厚生労働省告示等に示されていますので、各自で確認してください。
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙3-1)及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービスは別紙1-1-2)の他に以下の添付書類を提出してください。
- ・この表に記載されている添付書類以外にも、書類の提出を求められることがあります。

サービス名	加算等	添付書類	※既存算定事業所に係る令和6年6月以降の取扱い
訪問介護	通院等乗降介助	<ul style="list-style-type: none"> ・通院等のための乗車又は降車の介助に係る算定に関する届出書(参考様式14) ・料金体系が分かるもの ・道路運送法に基づく事業の許可書及び認可書 ・定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書(別紙15) 	
	頻回の身体介護20分未満体制	<ul style="list-style-type: none"> ・頻回の身体介護20分未満体制に関する届出書(別紙15) 	
	特定事業所加算	<ul style="list-style-type: none"> ※算定したい加算の要件をご確認いただき、該当する書類をご提出ください。 ・特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ)に係る届出書(別紙10-1) ・特定事業所加算(Ⅴ)に係る届出書(別紙10-2) ・別紙10-1、10-2の各要件を満たすことがわかる以下の各書類(任意様式) ●「体制要件」 <ul style="list-style-type: none"> ・個別研修計画表 ※加算Ⅰ～Ⅲ、Ⅴ→全てのサービス提供責任者・訪問介護員の個別研修計画書 ※加算Ⅳの場合は全てのサービス提供責任者の個別研修計画書 ・会議の開催予定表 ・サービス提供責任者からの情報伝達様式 ・訪問介護員からの報告体制のわかる書類 ●「人材要件」 <ul style="list-style-type: none"> ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-1) ※訪問介護員等要件:前年度の平均を用いる場合は前年度分、前3月の平均を用いる場合は前3月分の参考様式1-1を添付すること ※サービス提供責任者要件:加算算定開始月の参考様式1-1を添付すること ●「重度要介護者等対応要件」 <ul style="list-style-type: none"> ・重度要介護者等対応要件を満たすことがわかる計算書類 	
	認知症専門ケア加算	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-1) ・認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修、日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程、日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」の資格証もしくは修了証の写し ・届出日の前3月の日常生活自立度の平均が分かる計算書類 	
	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算	<p>提出書類については、下記のホームページをご確認ください。</p> <p>ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 高齢福祉・介護保険 > 介護事業者のみなさまへ > 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算について</p> <p>URL: http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/syogukaizenpage.html</p>	
	割引	<ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について(別紙5-1) 	
	中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)		
	LIFEへの登録		

※ 介護予防・日常生活支援総合事業の訪問介護相当型サービスは、別紙3-3、別紙1-4-2及び必要な添付書類の提出が別途必要です。